

組長の役割

2023.05.14 改版(誤記訂正)

●自治会が主催する各行事に欠席される場合は、事前に区長に連絡ください

1. 自治会費の集金、納金

下記の要領にて組の自治会費を集め、区長がお願いした期日までに区長へ納めてください。

| | |
|-------|--|
| 集・納金月 | 4, 5月分を6月に、6, 7月分を7月に、8, 9月分を8月に、10, 11月分を10月に、12, 1月分を12月に、2, 3月分を2月に集・納金してください |
| 書類 | ① 自治会会費領収書(様式1)……会員用 ② 自治会費及び特別積立金 納入書受領書(様式2)……組長用 |
| 手順 | (1) 組長は①を会員へ配布してください(1年間使用するので紛失しないよう注意) (2) 組長は集金月に2か月分の会費を集金し、①に組長印を押し領収してください (3) 組長は会費と②を2枚記入し区長へ納めてください |

自治会費は規約により2か月ごとに集金しておりますが、集金方法については各組にお任せしております。

全納等の場合は組長さんにお預かり頂き、上記の納金月に2か月分を区長にお渡しください。

転居等による返金については、納金された分の返納はできませんがそれ以外のお預かりしているお金については組長さんから返納をお願いします。

2. 会員の入・退会の受理・届出

会員の入会あるいは退会があった場合は速やかに「入会・退会・変更届」に必要事項を記入し、区長さんへ提出願います。

◆届は 申請者→ 組長さん→ 区長さん→ 自治会(事務局) の流れで申請してください。

◆新規入会を申請された方や、入会を検討されている方にお渡するもの

(1)入会を検討されている(勧誘をしている)方用 … 第一ステップ

①「西大沼二丁目自治会のご案内(2018.年4月改定のパンフレット)」

②「入会・退会・変更届」

(2)「入会届」を提出された方用 … 第二ステップ

③「総会資料」

④「自治会会則」

⑤「自主防災隊のシール」

⑥安否通知ドアハンガー

届が自治会に受理された後、区長さんを通してお渡します。
この他、年度によって冊子等を追加することもあります。

3. 回覧物の会員への配布

区長さんから配布物が届きますので、組の会員に配布・回覧してください。自治会発行物や期日があるものはできるだけ早く回覧してください。それ以外は取りまとめてからでも結構です。各戸配布のものは、ポストインでも回覧でも方法はお任せします。

体育関連の参加者募集の回覧物は、(たとえ参加者無しでも)会員から募集用紙を回収し、区長さんへ提出してください。

4. 会員とご家族のご逝去について

会員(会費免除者含む)とご家族の訃報を受けた場合は、区長さんへ報告してください。ご遺族から訃報回覧の申出があれば、訃報用紙にご氏名やご葬儀日時を記入して組内に回覧してください。

会葬参列は区長さんか組長さんをお願いします。その際はお香典 5 千円を自治会の香典袋に入れて会場にお持ちください。(申し訳ありませんが、一時お立替いただき、区長さん経由で会葬御礼状を添えて自治会に請求してください。返礼品は参列した方がお納めください。ご家族葬やすでにご葬儀が済んでいる場合は、お手数ですがご自宅にお香典をお届けいただき、会員名とご逝去された方の氏名、ご逝去日をメモで結構ですので、区長さんにお渡しください。

5. 森林公園と自治会館の清掃

全員参加の月と当番月があり、定例会(通常、第三土曜日)翌日の日曜日の9:00から実施します。集合は森林公園こども広場です。中止の場合は連絡網にてお知らせします。中止となった場合は、ご都合のつく範囲で翌月の清掃に参加してください。

具体的なスケジュールは通常総会資料を参照願います。または区長さんへ確認してください。

6. 会員からの質問と陳情の受付

会員からの質問、陳情を受け付け、その内容については、区長さんに連絡してください。緊急で区長さんに連絡が取れない場合は総務部長へお知らせください。

7. 街灯切れ、カーブミラー破損の連絡

街灯切れ、カーブミラー破損があった場合は、簡単な地図などを添え、下記のように連絡してください。

街灯切れ 申請者 → 組長さん → 区長さん → 防犯部長

カーブミラー 申請者 → 組長さん → 区長さん → 建設交通部長

8. 夜間パトロールの実施

通常総会資料(事業計画表を参照)により、毎月1回実施します。定例会開催の翌週水曜日の19:00に自治会館へ集合してください。担当月は、役員とともに夜間パトロールを行います。雨や荒天で中止になった場合はご都合の付く範囲で翌月のパトロールに参加してください。

その他、自区内パトロールを適宜実施願います。

9. 福祉関係募金の集金と納金

年4回の募金活動があります。

- ① 日本赤十字社員増強運動(5~6月に実施予定)
- ② 相模原市社会福祉協議会(社協)賛助会員募集(7~8月に実施予定)
- ③ 赤い羽根共同(10月頃に実施予定)
- ④ 年末助け合い募金(11~12月に実施予定)

上記は、区長の依頼に基づいて会員へお願いし、所定の期日までに、区長へ納めてください。

※重要 赤十字の募金の際、領収書の金額欄は、募金をいただいたのちに記入してください。

募金額は任意ですので、事前に領収書の欄に、募金額を記入しないでください。

10. 災害時の被支援者(優先救出者)の安否確認

万一、災害が発生した場合、ご自身とご家族の安全を確保したのち、「支援一覧表」(組長所持)に記載されている被支援者の安否を確認してください。訪問により、安否通知の「無事」が玄関や門扉に示されていれば OK。何も掲示されていない場合は、声掛けをお願いします。

「弱者支援者カード」の原本は、会長が保管します。「支援一覧表」は「弱者支援者カード」の一部情報を抜粋したものです。

組長さんからの安否確認報告 → 区長 → 防災部長 → 自主防災活動隊長

11. 自治会行事への参加

自治会年間事業計画(通常総会資料を参照)による各行事へ積極的に参加し、また会員へも積極的な参加をお願いしてください。皆様ご事情がありますので、ご自身とご家庭のご都合のつく範囲で結構ですが、夏祭り等では多数の方にご協力いただきたいので、ご家族の方などに代理で参加いただけると助かります。ご高齢やお仕事の都合であらかじめ欠席をお申し出いただいている方にもお願いのお手紙をお届けすることがありますが、ご容赦ください。

欠席の場合には、事前に区長さんに連絡してください。

12. その他

①会費免除申請

世帯全員が満80歳以上の場合や特にご事情のある世帯については、会費免除を申請することができます。提出は申請者から会館ポスト(常時施錠)へ提出いただきますが、組長さんへ届出があれば区長さんへお渡しください。申請の結果は、区長さん経由で組長さんへお知らせいたします。

会費免除を申請された世帯については、その後の申請は不要となります。

②敬老の日のお祝い

満70歳以上の方がいらっしゃる会員世帯には、申請により毎年自治会からお祝いを差し上げています。8月に案内を回覧しますので、申請を区長さんへ提出してください。敬老の日前週にはお祝い品を該当宅へお届け願います。(会費免除されている方も申請できます)

回覧を都合により希望されていない方も対象となりますので、組長さんが確認してください。

③入学祝い

会員のご家族が小学校に入学されましたら、申請により自治会からお祝いを差し上げています。総会後に案内に申請書を添えて回覧をお願いしています。提出は申請者から会館ポスト(常時施錠)へ提出いただきますが、組長さんへ届出があれば区長さんへお渡しください。申請人数により、組長さんにお祝いのお届けをお願いする場合があります。(基本的には三役からお渡しいたします。)

以上